

下水道事業公営企業会計システム更新等業務公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

令和８年７月８日

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
1	仕様書	P6	(4)	【データ移行に関して】 「令和８年度決算管理業務及び固定資産管理業務並びに令和９年度決算管理業務及び固定資産管理業務は現行システムで処理を行うため、各年度分の決算及び固定資産データの確定がそれぞれ翌年度中になることから、この分のデータ移行は新システム稼働後に行うものとし、通常の運用保守の範囲内で行うこと。」と記載されています。 固定資産データの移行については、令和８年度分および令和９年度分の固定資産データ確定後、両年度分をまとめて移行する運用を想定しております。当該移行作業を令和９年度中の通常保守の範囲内で実施する認識で相違ないかご教示ください。	固定資産データの移行については、令和８年度分及び令和９年度分の固定資産データがそれぞれ確定後、令和８年度分データの移行作業は令和９年度中の通常保守の範囲内、令和９年度分データの移行作業は令和１０年度中の通常保守の範囲内で実施していただく予定です。 ただし、令和１０年度予算の編成作業を新システムで行うにあたって支障がなければ、そのデータ移行の手法については、本市と協議のうえ、提案事業者が採用する手法で実施することを可とします。
2	同上	P7	(4)	「移行範囲の目安」に伝票が含まれておりませんが、伝票データの移行は不要との認識でよろしいでしょうか。 移行対象の場合、伝票件数および移行対象年数をご教示ください。	伝票データの移行は不要ですが、令和１０年度予算管理業務及び決算管理業務に必要な残高データ（固定資産データを含む）は移行する必要があると考えています。
3	同上	P7	(4)	過年度当初・補正予算データ、算出基礎データは移行する認識でよろしいでしょうか。移行対象の場合、データ件数および移行対象年数をご教示ください。	過年度当初・補正予算データ、算出基礎データの移行は不要ですが、令和１０年度予算管理業務に必要な残高データ（固定資産データを含む）は移行する必要があると考えています。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
4	同上	P7	(4)	令和9年8月1日より新システムで稼働開始となる業務は、下記パターン①と読み取れますが、パターン②の稼働スケジュールで調整・検討いただくことは可能でしょうか。 【パターン①】 全業務：令和9年8月1日より開始 ※伝票移行必須 【パターン②】 予算管理業務：令和9年8月1日より開始 予算管理業務以外：令和10年4月1日より開始	仕様書では【パターン②】を想定しています。ただし、令和9年8月1日より開始する令和10年度分の予算管理業務に必要な残高データ（固定資産データを含む）は移行する必要があります。
5	機能要件書		整 理 番 号62	経常、新規それぞれの科目で管理するのではなく、1つの科目に対して経常または新規の情報を付与する想定でしょうか。	お見込みのとおりです。なお、備考欄等にその旨を入力することができる形であれば、代替による対応として認めます。
6	同上		整 理 番 号65	弊社システムでは予算要求時の算出基礎入力欄にて査定履歴管理を行うことができ、要求書に印字可能です。代替案になりますでしょうか。	代替による対応として認めます。
7	同上		整 理 番 号186	収入予算差引簿のサンプルレイアウトを提供いただけますでしょうか。出力項目が網羅されている場合はパッケージ帳票のレイアウトでも代替案になりますでしょうか。	出力項目が網羅されている場合は、パッケージ帳票のレイアウトでも、代替による対応として認めます。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
8	同上		整 理 番 号190	決裁欄を印字予定の一覧表の種類についてご教 示ください。	対象の一覧表は、調定額集計表・調定明細表・ 収納明細表・未入金一覧表となります。必須 の機能ではありませんが、対応不可の場合は、 評価項目において減点対象となります。
9	同上		整 理 番 号202 整 理 番 号203	弊社システムでは予算流用充用伺い伝票起案→ 予算流用充用決裁伝票起案により、予算額が反 映されます。決裁伝票起案について確定処理の 代替案になりますでしょうか。	代替による対応として認めます。
10	同上		整 理 番 号206	現預金残高集計表のサンプルレイアウトを提供 いただけますでしょうか。出力項目が網羅され ている場合はパッケージ帳票のレイアウトでも 代替案になりますでしょうか。	出力項目が網羅されている場合は、パッケー ジ帳票のレイアウトでも、代替による対応と して認めます。
11	同上		整 理 番 号207	現預金入出金明細表のサンプルレイアウトを提 供いただけますでしょうか。出力項目が網羅さ れている場合はパッケージ帳票のレイアウトで も代替案になりますでしょうか。	出力項目が網羅されている場合は、パッケー ジ帳票のレイアウトでも、代替による対応と して認めます。
12	同上		整 理 番 号211	総勘定合計表のサンプルレイアウトを提供いた だけますでしょうか。	本回答書の8ページ目において示します。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
13	同上		整 理 番 号228	「各必要帳票」について帳票名についてご教示ください。	現預金残高の集計表、現預金入出金の明細表、総勘定元帳、補助元帳、総勘定合計表、総勘定内訳簿、月次合計残高試算表、資金予算表、現預金出納簿、予算執行状況表及び予算額内訳表となりますが、出力項目が網羅されていれば、本市と協議のうえ、各帳票を部分的に統合することは可とします。
14	別添 連携サンプルデータ			支給年月日はファイル名の上8桁からしか判断できないレイアウトでしょうか。	そのとおりとなります。ただし、支給年月日は取り込まず、取り込んだ後に、企業会計システム側で起票日及び支払予定日を指定する運用となります。
15	同上			控除に関係するデータは、給料手当と別ファイルになっているかと存じますが、控除関係のファイルだけ連携することはありますでしょうか。	控除を行う運用を行っておりませんので、控除関係のファイルだけを連携することはありません。
16	機能要件書			機能要件においてカスタマイズにて実現が可能であるものについては、○（パッケージ機能にて対応可）または△（代替による対応）のいずれとすべきでしょうか。	カスタマイズにて実現が可能であるものについては、対応レベル欄には△（代替による対応）を選択していただき、その旨を備考に記入してください。なお、当該カスタマイズ費用は、提案見積金額に含めてください。
17	同上		整 理 番 号234	「中間納付額（国税額、地方税額）の登録、貸倒れに係る消費税の登録が行えること」について、システム内での登録・管理を必須とする要件でしょうか。また、申告時の手動入力や帳票補正による代替運用は許容されるでしょうか。	必須の機能ではありませんが、対応不可の場合は、評価項目において減点対象となります。また、申告時の手動入力や帳票補正による方法は△（代替による対応）とは認められません。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
18	同上		整 理 番 号239	「特定収入額を確定するために、参考とする補助資料（『資産の譲渡等の対価以外の収入の用途の特定方法に係る関係書類の様式等について』の様式に準拠した様式及び数値情報）が作成できること」について、当該要件は国等が示す様式に準拠した帳票そのものの出力を求めるものでしょうか。または、同帳票を作成するために必要な数値情報を一覧表やCSV・Excel等で出力できることをもって要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	参考とする補助資料（『資産の譲渡等の対価以外の収入の用途の特定方法に係る関係書類の様式等について』の様式に準拠した様式及び数値情報）については、国が示す様式に準拠した帳票そのものの出力ができなくても、その内容が網羅されているものであれば、代替による対応として認めます。
19	同上		整 理 番 244 ～ 247	No. 244～247に記載の国税庁様式帳票作成、e-Tax対応及びXMLファイル作成について、これらはすべて必須要件でしょうか。国税庁様式帳票については計算表作成に必要な数値情報をExcel又はCSV形式で出力し、職員にて様式へ転記する運用でも要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。また、e-Taxについては申告に必要な計算結果及び帳票を出力し、職員がe-Taxへ入力又は申告を行う運用による代替対応は認められるでしょうか。	必須の機能ではありませんが、対応不可の場合は、評価項目において減点対象となります。また、国税庁様式帳票について計算表作成に必要な数値情報をExcel又はCSV形式で出力して職員にて様式へ転記する運用や、e-Taxについて申告に必要な計算結果及び帳票を出力して職員がe-Taxへ入力又は申告を行う運用は、△（代替による対応）とは認められません。ただし、出力した帳票等のデータを、国税庁様式帳票やe-Taxに取り込めるファイルに自動変換できる別のツール等を用意したうえで、本市職員が容易に扱える運用であれば、代替による対応として認めます。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
20	同上		整 理 番 号250	当社システムではリバースチャージ方式の機能について、標準機能としては実装しておりません。貴市におけるこれまでの取引の発生頻度等を確認させていただいた上で、手動計算又は補助資料による代替運用を認めていただくことは可能でしょうか。	必須の機能ではありませんが、対応不可の場合は、評価項目において減点対象となります。なお、本市におけるリバースチャージ方式の消費税計算の実績は、現時点においてはありません。
21	同上		整 理 番 号272	「総務省の『電子調査表』システムと連携可能なデータの作成ができること」について、当該要件は、総務省の電子調査表システムへ直接取り込み可能な形式のデータ作成を必須とするものでしょうか。また、電子調査表作成に必要な数値情報をExcel又はCSV形式で出力し、職員にて電子調査表システムへ入力又は加工する運用でも要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	必須の機能ではありませんが、対応不可の場合は、評価項目において減点対象となります。ただし、出力した帳票等のデータを、総務省の電子調査表システムに取り込み可能な形式のデータに自動変換できる別のツール等を用意したうえで、本市職員が容易に扱える運用であれば、代替による対応として認めます。
22	同上		整 理 番 号312	「電子決裁機能を有すること」につきまして、当社パッケージでは標準機能としては実装しておりません。当該要件は、満たさない場合に要件不適合（失格）となる必須要件としての位置付けとなりますでしょうか。また、標準機能として有していない場合であっても、未実装として提案することは可能でしょうか。本件につきまして、要件の詳細をご教示頂ければと思います（内部完結型または既存電子決裁システムとの連携）。なお、この要件に対しては紙決裁や既存運用との併用等の代替運用による対応は可能でしょうか。	必須の機能ではありませんが、対応不可の場合は、評価項目において減点対象となります。また、本市に既存の電子決裁システムはありませんので、下水道事業会計における内部完結型の電子決裁機能を想定しています。

No	文書名	ページ等	項番	質 問	北本市回答
23	仕様書	P4	(3)	人事給与システムから出力されたデータの取込につきましては、支払伝票の起票のみを行う仕様と認識しております。 そのため、提案システム側では、取込データに対する集計機能等は不要との見込みで差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	同上	P6	(4)	企業債台帳および貯蔵品に関するデータにつきましては、本調達の対象には含まれていないとの認識でおります。この理解で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問No. 12に対する回答

令和8年度		公共下水道事業会計		総勘定合計表のサンプルレイアウト																	
(款)		(項)		(目)		(節)															
01 下水道事業収益		01 営業収益		03 その他営業収益		01 手数料		(単位：円)													
月	日	摘 要				借 方		貸 方		貸借	残 高										
		前 月 繰 越				0		20,000		貸	20,000										
6	16	《 日 計 》				0		3,000			23,000										
6	30	《 日 計 》				0		3,000			26,000										
		【 6 月 計 】				0		6,000		貸	26,000										
		【 累 計 】				0		26,000		貸	26,000										